

豊橋市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則をここに公布する。

令和6年9月27日

豊橋市長 浅井由崇

## 豊橋市規則第59号

### 豊橋市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書の様式)

第2条 法第7条第1項（法第24条第2項において準用する場合を含む。）の証明書の様式は、国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する省令（令和3年国土交通省令第68号）別記様式による。

(宅地造成等に関する工事の着手届)

第3条 法第12条第1項の規定による許可を受けた工事主は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事に着手したときは、宅地造成等に関する工事着手届（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の変更届出書)

第4条 法第16条第2項の規定による届出を行おうとする工事主は、宅地造成等に関する工事の変更届出書（様式第2号）に、宅地造成等に関する工事の変更に伴い市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の定期の報告)

第5条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第19条第1項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書(様式第3号)に、省令第48条第1項に規定する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第19条第1項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、土石の堆積に関する工事の定期報告書(様式第4号)に、省令第48条第2項に規定する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(工程報告)

第6条 法第12条第1項の規定による宅地造成等に関する工事の許可を受けた工事主は、許可工事が次に掲げる工程に達する日までに、その旨を市長に報告しなければならない。

- (1) 練積み造の擁壁を設置する場合において、基礎を完了するとき
- (2) 鉄筋コンクリート造の擁壁を設置する場合において、配筋を完了するとき
- (3) 無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合において、型枠を完了するとき
- (4) その他あらかじめ市長が指定する工程

(設計者の資格に関する申告書)

第7条 政令第22条に規定する資格を有することを証する書類は、設計者の資格に関する申告書(様式第5号)によるものとする。

(土地の所有者等の同意)

第8条 省令第7条第1項第10号及び第2項第8号に規定する同意を得たことを証する書類は、土地の所有者等の同意を得たことを証する書類(様式第6号)によるものとする。

(周知措置報告書)

第9条 省令第7条第1項第11号及び第2項第9号に規定する措置を講じたことを証する書類は、周知措置報告書(様式第7号)によるものとする。

(宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請の添付書類)

第10条 省令第7条第1項第12号及び第2項第10号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 工事主の資力及び信用に関する申告書（様式第8号）
  - (2) 工事主に当該工事を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類として市長が別に定めるもの
  - (3) 工事施行者の能力に関する申告書（様式第9号）
  - (4) 工事施行者に当該工事を完成するために必要な能力があることを証する書類として市長が別に定めるもの
  - (5) 土地の公図の写し
  - (6) 土地の登記事項証明書
  - (7) 土地の求積図
  - (8) その他市長が必要と認める書類
- （宅地造成及び特定盛土等規制法に関する証明書の交付申請）

第11条 省令第88条の規定により証明書の交付を受けようとする者は、宅地造成及び特定盛土等規制法に関する証明書の交付申請書（様式第10号）に、市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

#### 附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。